

障発0331第7号
令和3年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「補装具費支給事務取扱指針」の一部改正について

障害者の日常生活と社会参加を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費支給制度について、今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示528号）」の一部の改正を行った。

これに伴い、「補装具費支給事務取扱指針」の制定について」（平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定める補装具費支給事務取扱指針の一部を別紙のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。